

最近の米国 IPR 手続に関するデータ

2013年12月24日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

IPR (Inter partes review) の特徴は以下のとおりです (35 USC 311-319)。

【Inter partes review の特徴】

- 当事者系再審査制度は廃止され、当事者系レビュー (Inter Partes Review) が導入された。一方、査定系再審査制度はそのまま維持されている。
- 請求人は、第三者のみ (匿名は不可)。第三者は手続に参加することも可能。
- 特許付与後9か月、またはPost-grant reviewがあった場合は、その終了後。
- 請求理由：35 USC 102 (新規性) と35 USC 103 (非自明性) でいずれも文献に基づくものに限られる。
- 当事者系レビュー開始の判定基準は、"Reasonable Likelihood" であり、Post-grant review の判定基準である "more likely than not" よりも高い。
- 訴訟と比べて限定的なディスカバリ手続が導入される。
- 決定に対し、不服申立はできない。
- 請求人が無効確認訴訟を提起した場合、当事者系レビューは請求できない。
- 侵害訴訟の訴状の送達から1年以上経過した後も請求できない。
- エストッペルの適用 (35 USC 315(e))
- 特許有効の決定がなされた場合、申立人は民事訴訟やITC訴訟において、同じ根拠で無効を主張することはできない。
- クレーム発明を無効 (クレームごとに判断される) とするための立証基準は、"Preponderance of Evidence" である。
- 和解が可能 (35 USC 317)。その場合、エストッペルは適用されない。

【全10頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.